

島根県外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 島根県外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対して、留学期間中の学費や生活費などを給付し、将来、当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護サービス事業者に対して、予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日、医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号、厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長連名通知の別紙）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「介護サービス事業者」とは、介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第25項に規定する施設サービス、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）、法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス、同項第3号に規定する離島等における相当サービス、法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス及び同項第3号に規定する離島等における相当サービスを行う事業者をいう。

2 この要綱において、「留学生」とは、在留資格「留学」で来日し、介護福祉士養成施設への入学を前提とし、日本語学校に在学する外国籍の者及び介護福祉士養成施設に在学する外国籍の者をいう。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、島根県内に施設又は事業所を有する介護サービス事業者等（以下「補助事業者」という。）が、介護福祉士国家資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家資格を受験する意思のある留学生に対し、留学期間中の学費や生活費等を給付又は貸与する事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。なお、貸与については、補助事業者が留学生に対し、当該貸与額の返還債務を免除することを条件としているものに限る。

2 前項にかかわらず、留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等類似する他の公的補助を受けている場合は、補助事業の対象とはしない。

ただし、補助対象経費が他制度と重複しない場合は、補助事業の対象とすることができる。

3 1項の規定にかかわらず、自己又は自社の役員等が次の各号に掲げる者は、補助対象者

となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを島根県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（補助金の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は別表第3欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較し少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件）

第5条 補助金の交付決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）又は中止をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (3) 補助事業の実績報告時には、対象となる留学生が、日本語学校又は介護福祉士養成施設を修了したこと（介護福祉士養成施設においては、1年次の修了も含む）及び翌年度も引き続き修学又は補助事業者の有する県内事業所で就労することを証明しなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ事業完了の日（事業の中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（申請手続）

第6条 この補助金の交付申請は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

（変更（中止）手続）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更又は中止する

場合には、変更（中止）承認申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

（補助金の概算払）

第8条 知事は、必要があると認める場合においては、補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 この補助金の事業実績報告は、事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、事業完了後の1ヶ月以内又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出して行うものとする。

（補助金の返還）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金を返還させるものとする。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- （2）補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- （3）知事の承認を受けて、補助事業を中止したとき。
- （4）留学生が支給又は貸与された学費や生活費等を補助事業者に対して返還したとき。
- （5）対象となる留学生が、日本語学校又は介護福祉士養成施設を卒業できなかったとき。
- （6）対象となる留学生が、介護福祉士養成施設を卒業後、補助事業者の有する県内施設又は事業所において、介護福祉士として介護等の業務に5年間（過疎地域においては3年間）従事しなかったとき。

（補助事業完了後の現況報告）

第11条 補助事業者は、補助交付年度の翌年度から、補助の対象となった留学生が介護福祉士養成施設を卒業して5年間が経過するまでの間、毎年度4月10日までに前年度における留学生の状況について、現況報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

ただし、当該留学生が補助対象となった補助交付年度の翌年度においても補助対象となる場合、又は補助金の返還の決定を受け、当該補助金を既に返還した場合は、この限りではない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年8月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表

1 修学機関	2 補助対象経費※1	3 基準額	4 補助率	5 助成対象期間
日本語学校	・学費	年額600,000円以内	対象経費の実支出額と基準額を比較して低い方の金額に1/3を乗じて得た額。	1年以内
	・居住費などの生活費 ※2	年額360,000円以内		
介護福祉士養成施設	・学費	年額600,000円以内	対象経費の実支出額と基準額を比較して低い方の金額に1/3を乗じて得た額。	正規の修学期間(※3) (2～3年)
	・入学準備金	200,000円以内 (1回限り)		
	・就職準備金	200,000円以内 (1回限り)		
	・国家試験受験対策費用	1年度40,000円以内		
	・居住費などの生活費 ※2	年額360,000円以内		

※1 日本語学校又は介護福祉士養成施設を退学した留学生にかかる当該退学した日の属する年度の経費については、補助対象経費から除外する。

※2 民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費とする。(学費・国家試験受験対策費用を除く。)

※3 病気等の真にやむを得ないと実施主体の長が認める事由により留年した期間中については助成対象期間に含めることができる。